

浜松市エコドライブ事業所認定制度実施要領

(目的)

第1条 環境に配慮したエコドライブに継続的に取り組む事業所を認定事業所として認定することで、運輸部門における二酸化炭素排出削減を促進し、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本制度において各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定事業所 実践事業所、優良事業所または模範事業所として認定を受けた事業所。
- (2) 実践事業所 第4条に定める要件を満たし、第7条の規定により認定を受けた事業所。
- (3) 優良事業所 実践事業所として認定された後、継続して取り組み、第7条の規定により認定を受けた事業所。
- (4) 模範事業所 優良事業所として3回認定された後、継続して取り組み、第7条の規定により認定を受けた事業所。

(対象)

第3条 市内に所在地を有する事業所とする。

(認定要件)

第4条 前条の対象となる事業所において、エコドライブに関する取組を継続的に実践し、次に掲げる条件をすべて満たしていることを認定の要件とする。

- (1) 本市の開催するエコドライブ講習会を受講すること。
- (2) 講習会で得たエコドライブの手法を事業所内で共有すること。
- (3) 燃費管理システムを用いて継続的に燃費管理を行うこと。

(申請)

第5条 新たに認定事業所の認定を受けようとする事業所は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市エコドライブ事業所認定制度申請書（第1号様式）

(審査)

第6条 認定の審査は、浜松市環境部環境政策課において行う。

(認定)

第7条 市長は、前条の審査を経て、第4条に定める要件を満たしていると認めた事業所を、実践事業所、優良事業所または模範事業所として年度ごとに認定する。ただし、模範事業所としての認定は1回のみとする。

(公表)

第8条 市長は、認定事業所を浜松市ホームページ等で公表することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。